

# いじめ防止等対策の取り組みについて

大分工業高等専門学校

|    | 項目  | 自己評価  | 改善のための措置  | 改善時期      |
|----|---|---|---|-----------|
| 1  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。                                    | 基本計画等をホームページに掲載するとともに学内グループウェアに通知し、意識啓発を行った。                              | 引き続き、全教職員に周知し意識啓発を行う。   | —         |
| 2  | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。                                      | 定期的に委員会を開催して、アンケート結果等の情報を共有し対応を協議した。                                      | 引き続き、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。   | —         |
| 3  | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。   | 高専機構本部からのいじめ防止等研修動画サイトの案内を教職員に周知し、いじめ防止等対策への理解を深めるため視聴を促した。               | 高専機構本部の研修用動画を活用し、教職員に視聴を周知し理解を深める。  | 令和6年2月    |
| 4  | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるため、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。   | いじめ対策委員会等及びホームページ、学内グループウェアで周知をした。  | 継続して、周知を行う。   | —         |
| 5  | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。  | 年度当初のいじめ対策委員会で策定した年度指導計画をホームページ、学内グループウェアで周知した。                           | いじめ対策委員会にて確認し、周知している。   | 令和5年6月実施  |
| 6  | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。                                     | 学生主事と学生相談室が連携し、保健室や担任等からの情報を整理して、委員会に報告するよう徹底した。                          | 引き続き、教職員に対し、いじめに関する注意喚起と、学生が担任や学生相談室へ相談できるよう体制を整備する。  | —         |
| 7  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | いじめ防止等基本計画及びいじめ早期発見・事案対処マニュアルに規定し、ホームページ学内グループウェアで周知した。                   | 継続して、周知を行う。   | —         |
| 8  | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。   | いじめと疑われる案件が発生した場合は、いじめ対策委員会のもと、関係教職員で構成する情報共有会議を開催し情報共有を行っている。            | 引き続き、情報共有を行う。   | —         |
| 9  | 令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。                   | 年度末に教育システム点検改善シートを作成し、活動状況を点検するとともに次年度以降の要改善事項及び計画を立てている。                 | 令和4年度末に点検を実施し、令和5年度計画に反映させた。  | 令和5年3月    |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。                                 | いじめアンケートを4回実施し、アンケート結果について、いじめ対策委員会で情報共有を行った。                             | 引き続き、年4回のいじめアンケートを実施し、調査結果において聞き取り確認を行い、いじめ対策委員会にて報告を行っている。また、学校適応感尺度調査を年2回実施しており、その都度、学科等において教員と専門職間で情報共有を行っている。 | 令和5年度実施   |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。                          | 委員会規程で、構成員に「校長が必要と認めた者」としており、必要に応じスクールカウンセラー等をいじめ対策委員会へ出席を求める情報共有を行っている。  | 引き続き、スクールカウンセラーを加え情報共有を行っており、カウンセラー資格を有する一般科目教員1名を、令和5年10月に採用した。  | —         |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。  | 特別活動の中で2年生を対象に学生相談室及び学生主事による講演会を実施した。                                     | いじめに限らず、学生のメンタルヘルスに関する講演を実施。  | 令和5年7月実施済 |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。  | アンケートを実施する際に、いじめの定義等を記載するとともに、担任からもいじめの定義等の理解を深めるよう説明している。                | いじめアンケートを実施する際は、いじめの定義等を記載するとともに、教職員においても、いじめの定義等理解を深めるよう周知している。  | —         |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。  | いじめに限らず、悩みがある学生の相談窓口について、担任、学生主事室、学生相談室及びカウンセラー、ソーシャルワーカーへ相談するよう周知徹底を図った。 | 学生相談の充実を図り、今後、学生会を中心に学生自らいじめ問題の防止に取り組むプログラム等を今後検討する。  | 令和6年1月    |
| 15 | 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。                               | いじめ基本計画等についてホームページに掲載して周知している。  | 継続して、掲載周知している。  | —         |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。  | 「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に沿って、スクールカウンセラー等と連携しての対応を徹底している。                       | 継続して、いじめ対策委員会、カウンセラー等と連携し対応を徹底している。   | —         |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。  | 昨年度は、外部評価委員会を開催していないが、外部の有識者等との連携・協力体制は築いている。                             | 外部評価委員会開催時には、いじめ防止等の基本計画や取組内容について説明する。  | —         |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。  | 大分県警察本部と大分高専で、連絡制度の協定を結び、連携体制を整えた。  | 大分県警察本部と連絡制度の協定を結んでおり、継続して速やかな連携が取れるよう体制の確認を行っている。  | —         |